

令和7年3月6日提出

今治市議会定例会（第2回）議案

今治市議会定例会（第2回）議案目次

議案番号	件名	ページ
6	令和6年度 今治市一般会計補正予算（第8号）	別冊
7	令和6年度 今治市船舶交通特別会計補正予算（第2号）	〃
8	令和6年度 今治市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	〃
9	令和6年度 今治市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
10	今治市行政組織条例等の一部を改正する条例制定について	1
11	今治市基金条例の一部を改正する条例制定について	11
12	船舶交通特別会計への繰入額の変更について	17

今治市行政組織条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

市長が文化財の保護に関する事務を管理及び執行するため、職務権限の特例等を改正し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市行政組織条例等の一部を改正する条例

(今治市行政組織条例の一部改正)

第1条 今治市行政組織条例（平成17年今治市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条 総合政策部の分掌事務第9号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、同分掌事務中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 文化財の保護に関すること。

第2条 地域振興部の分掌事務中第7号を削る。

(今治市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第2条 今治市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和4年今治市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 文化財の保護に関すること。

(今治市文化財保護条例の一部改正)

第3条 今治市文化財保護条例（平成17年今治市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第3条中「今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条、第5条第1項及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会規則並びに教育委員会」を「規則並びに市長」に改める。

第8条から第11条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条の見出しを「（審議会）」に改め、同条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項」を「法第190条第2項」に改め、「教育委員会の附属機関として」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して市長に建議する。

第15条中「教育委員会規則で」を「市長が別に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、市長が管理し、及び執行することとなる事務について、この条例の施行の際、現にその効力を有する教育委員会がした処分その他

の行為は市長がしたものと、施行日前に教育委員会に対してなされた申請その他の行為は市長
に対してなされたものとみなす。

「参 考」

第1条による今治市行政組織条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総合政策部</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 文化に関すること(次号に掲げるもの_____を除く。)</p> <p><u>(10) 文化財の保護に関すること。</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>地域振興部</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>_____</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総合政策部</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 文化に関すること(<u>文化財の保護に関すること</u>を除く。)</p> <p>_____</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>地域振興部</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 合併20周年記念事業に関すること。</u></p>

「参 考」

第2条による今治市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(職務権限の特例)</p> <p>第3条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 文化に関すること(次号に掲げるもの_____を除く。)</p> <p>(4) <u>文化財の保護に関すること。</u></p>	<p>(職務権限の特例)</p> <p>第3条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 文化に関すること(<u>文化財の保護に関すること</u>を除く。)</p> <p>_____</p>

第3条による今治市文化財保護条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(指定)</p> <p>第3条 市長 _____ は、市の区域内にある文化財のうち文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号。以下「県条例」という。）で指定を受けたもの以外で、保護の価値があると認められるものを今治市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第4条 前条の指定を受けようとするものは、市長 _____ に対し指定の申請をしなければならない。</p> <p>(解除)</p> <p>第5条 市長 _____ は、市指定文化財が市の区域内に所在しなくなったとき又はその価値を失ったときその他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(告示及び通知)</p> <p>第6条 市長 _____ は、第3条の規定による指定又は前条第1項の規定により解除をしたときは、その旨を告示し、かつ、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に通知しなければならない。</p> <p>(管理責任)</p>	<p>(指定)</p> <p>第3条 <u>今治市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、市の区域内にある文化財のうち文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号。以下「県条例」という。）で指定を受けたもの以外で、保護の価値があると認められるものを今治市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第4条 前条の指定を受けようとするものは、<u>教育委員会</u>に対し指定の申請をしなければならない。</p> <p>(解除)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、市指定文化財が市の区域内に所在しなくなったとき又はその価値を失ったときその他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(告示及び通知)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、第3条の規定による指定又は前条第1項の規定により解除をしたときは、その旨を告示し、かつ、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に通知しなければならない。</p> <p>(管理責任)</p>

第7条 市指定文化財の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに市長 _____の指示に従い、これを管理しなければならない。

(届出事項)

第8条 市指定文化財の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、20日以内に市長 _____に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

(許可事項)

第9条 市指定文化財の所有者等は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長 _____の許可を受けなければならない。

(1)～(3) 略

(管理、修理等に関する勧告)

第10条 市長 _____は、市指定文化財の管理又は修理、保存若しくは復旧（以下「修理保存及び復旧」を「修理等」という。）に関し必要があるときは、所有者等に対し適当な措置を勧告することができる。

(報告及び調査)

第11条 市長 _____は、必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者等に対し現状又は管理若しくは修理等の現状につき報告を求め、又は所有者等の同意を得て市指定文化財の所在する場所に立ち入り、調査することができる。

(審議会)

第14条 法第190条第2項 _____の規定により _____

第7条 市指定文化財の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則並びに教育委員会の指示に従い、これを管理しなければならない。

(届出事項)

第8条 市指定文化財の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、20日以内に教育委員会に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

(許可事項)

第9条 市指定文化財の所有者等は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(1)～(3) 略

(管理、修理等に関する勧告)

第10条 教育委員会は、市指定文化財の管理又は修理、保存若しくは復旧（以下「修理保存及び復旧」を「修理等」という。）に関し必要があるときは、所有者等に対し適当な措置を勧告することができる。

(報告及び調査)

第11条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者等に対し現状又は管理若しくは修理等の現状につき報告を求め、又は所有者等の同意を得て市指定文化財の所在する場所に立ち入り、調査することができる。

(委員)

第14条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により教育委員会の

_____、今治市文化財保護審議会
(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の
保存及び活用に関する重要事項について調
査審議し、並びにこれらの事項に関して市長
に建議する。

3・4 略

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、
市長が別に _____ 定める。

附属機関として、今治市文化財保護審議会
(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市指定文化財の指定、保存及び
活用に関し教育委員会の諮問に答え、又は意
見を具申し、及び必要な調査研究を行う。

3・4 略

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、
教育委員会規則で定める。

今治市基金条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

今治市福祉人材育成基金の名称及び目的を変更し、今治市教育応援基金を設置しようとするもの。

今治市基金条例の一部を改正する条例

今治市基金条例（平成17年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「今治市福祉人材育成基金」を「今治市医療福祉人材確保基金」に、「福祉関係の人材を育成するため、奨学金の交付に要する」を「医療福祉関係の人材確保に関する施策の」に改め、同表海事都市今治未来基金の項の次に次のように加える。

今治市教育応援基金	教育応援事業の資金に充てる。
-----------	----------------

別表第3中「今治市福祉人材育成基金」を「今治市医療福祉人材確保基金」に改め、同表海事都市今治未来基金の項の次に次のように加える。

今治市教育応援基金	一般会計
-----------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3に今治市教育応援基金の項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

今治市基金条例改正条項新旧対照表

新		旧	
別表第1		別表第1	
積立基金		積立基金	
基金の名称	基金の目的	基金の名称	基金の目的
略		略	
今治市医療福祉人材確保基金	医療福祉関係の人材確保に関する施策の_____資金に充てる。	今治市福祉人材育成基金	福祉関係の人材を育成するため、奨学金の交付に要する資金に充てる。
略		略	
海事都市今治未来基金	海事振興に資するための事業の資金に充てる。	海事都市今治未来基金	海事振興に資するための事業の資金に充てる。
今治市教育応援基金	教育応援事業の資金に充てる。	_____	_____
今治市港湾整備振興基金	港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。	今治市港湾整備振興基金	港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。
略		略	
別表第3		別表第3	
基金の名称	会計名	基金の名称	会計名
略		略	
今治市医療福祉人材確保基金	一般会計	今治市福祉人材育成基金	一般会計
略		略	
海事都市今治未来基金	一般会計	海事都市今治未来基金	一般会計
今治市教育応援基金	一般会計	_____	_____
今治市港湾整備振興基金	港湾事業特別会計	今治市港湾整備振興基金	港湾事業特別会計

略

略

船舶交通特別会計への繰入額の変更について

令和6年度今治市一般会計から船舶交通特別会計への繰入額を次のとおり変更する。

令和7年3月6日提出

今治市長 徳永繁樹

記

変更前の繰入額 77,850千円以内

(令和6年3月25日議決 議会第2回議案第44号)

変更後の繰入額 92,512千円以内

(追加額 14,662千円)

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。